

和光市における 当面の景観づくりに関する提言

提 言 1

和光市景観審議会

平成 28 年 9 月



目 次

I	景観審議会の経緯と成果（平成 22～28 年度）	1
II	和光市における景観施策の現状と課題	5
III	当面の景観づくりに関する提言	8
【参考資料】		
	和光市景観審議会委員	15

I 景観審議会の経緯と成果（平成 22～28 年度）

○ 第 1 回景観審議会〔平成 22 年度〕 平成 22 年 10 月 1 日

諮問： 和光市景観 10 選の選定

答申： 応募 47 作品の中から和光市景観 10 選を選出

○ 第 2 回景観審議会〔平成 23 年度〕 平成 23 年 10 月 12 日

議題①： 和光市景観マップの作成

概要： パンフレットの掲載内容等について審議

議題②： 今後の景観に関する取組について

概要： 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に際して、民間所有のものについては支援措置（助成、税制優遇等）が必要。また、今後は以下の取り組みが必要。

- ・ 良い景観、良い街並の創出は価値があり、有意義なことを PR すべき。
- ・ 環境や地域振興等を含めて全市をあげて景観づくりに取り組むことが重要。
- ・ 単に景観面の規制をするのではなく、素晴らしいまちを創れるように誘導していく視点が重要。

【成果】景観 10 選の選定 ⇒ 景観マップの作成



○ 第3回景観審議会〔平成24年度〕 平成24年12月18日

議題 : 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について

概要 : 「新倉ふるさと民家園」、「蒸気機関車」を候補として選出。
「大イチョウ」は保留（木の状態を要確認）。

○ 第4回景観審議会〔平成24年度〕 平成25年3月25日

議題 : 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について

概要 : 審議会としては、「新倉ふるさと民家園」を景観重要建造物として指定することに決定。

○ 第5回景観審議会〔平成25年度〕 平成26年1月20日

報告 : 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について

概要 : ・平成26年1月1日付けで、「新倉ふるさと民家園」を景観重要建造物に指定したことを報告。
・「蒸気機関車」、「大イチョウ」は、指定に相応しい整備及び管理体制が整った段階で順次指定。

諮問 : 景観啓発について

概要 : 平成26年度実施予定のまち歩きイベントについて審議。

【成果】景観重要建造物の指定（平成26年1月1日） — 新倉ふるさと民家園



（参考）蒸気機関車



○ 第6回景観審議会〔平成26年度〕 平成27年1月16日

諮問 : 和光市景観10選の選出について

答申 : 開発で取り壊された「長泉酒造跡地の煙突」に代えて、長照寺の「大イチョウ」を選出。(今後の選定基準を決めておく ― 地域性優先か、同一種類優先か)

報告① : 景観啓発散歩について

概要 : 平成26年12月3日に白子宿周辺地区でまち歩きを実施したことを報告。

報告② : 今後の景観推進について

概要 : ・景観まちあるきは好評であり継続すること。PR方法など参加者を増やす工夫、子育て世代や体の不自由な方なども参加できるようにしてほしい。
・市全体で取り組む姿勢が重要。

【成果】和光市景観10選の変更

長泉酒造跡地の煙突（取り壊し）



長照寺の大イチョウ



【成果】景観まちあるきの実施

■ 第1回

・平成26年12月3日（水）午前10時～

白子宿及び周辺地区



■ 第2回

・平成27年9月30日（水）午前10時～

旧川越街道沿いの歴史



○ 第7回景観審議会〔平成27年度〕 平成27年8月5日

議題 : 重点的に取り組む景観形成の対象

概要 : 「和光市駅周辺」、「下新倉小学校周辺」の道路を中心とした公共施設で行政が主体的・先導的に景観づくりに取り組むことが必要。



○ 第8回景観審議会〔平成27年度〕 平成28年2月9日

議題 : 和光市における当面の景観づくりの進め方

概要 : 当面、先行的に取り組むべき景観づくりの課題として以下を整理。

- ①小中学校周辺の道路環境改善（市域北側）
- ②北口駅前広場の景観づくり
- ③駅前通りの無電柱化



○ 第9回景観審議会〔平成28年度〕 平成28年9月26日

「和光市における当面の景観づくりに関する提言」― 提言1 ― 取りまとめ

Ⅱ 和光市における景観施策の現状と課題

- 和光市の景観施策は道路・河川など公共施設への取組が十分ではない。
- 公共施設の景観づくりは、市全域を対象に広く実施することが現実的でないことから、多くの人が目にする場や景観資源の集まっている地区などの限定エリアで集中的に展開することが効果的と考えられる。

凡 例

既存の景観施策

景観計画等

地区計画

まちづくり条例

市民意識の啓発

景観施策の課題

具体的施策なし

意識啓発の更なる展開

対象エリア		市全域	限定エリア
主な景観要素			
人工的	道路	具体的な施策なし	和光市駅周辺を 景観重要公共施設に位置付け ● 道路等の公共施設における先導的な景観づくり ● 学校周辺の景観づくり
	橋梁		
	鉄道・駅		
	屋外広告物	県条例による緩やかな規制	
	建築物・工作物	行為制限 (新築・増改築時などに 原色使用を規制)	・ 左記の規制強化等
	歴史的建築物等	景観重要建造物の指定	
	水(河川、湧水等)	具体的な施策なし	● 和光市の歴史・自然資源 を活用した拠点づくり
自然的	公園・広場	3000㎡以上の開発(4%公園等)	
	緑	創出 500㎡以上の開発(10%緑化等)	生け垣等
		保全 景観重要樹木の指定	

「景観づくりの方針」 (景観計画)			1) まちなみの形成(土地利用)					2) 景観軸の形成				3) 景観拠点の形成		
			住宅系	工業・流通業務系	農業系	公益文教系	商業業務系	駅前通り	住宅地	河川	眺望	中心市街地	緑	歴史・文化
			建築物等の大きさ・形態意匠・色彩への配慮。敷地内緑化推進。	閉塞感や威圧感の軽減に配慮した色彩。	荒川及び新河岸川周辺の農地景観の保全。	ランドマークとなる建物を中心とした市街地景観の演出。	地域の発想を生かして魅力的で活気のあるまちなみ形成。	沿道まちなみと一体となってまちの顔となる街路空間の形成。	歩行者・自転車道で緑を基調とした街路景観の形成。	河川周辺における水辺空間と調和した景観形成。	低地部から及び低地部への眺望確保。	市の玄関口及び市街地構造の要となる景観形成。	和光樹林公園等内外からの眺望配慮等。斜面林の保全等。	旧白子宿等の歴史・文化の保存・継承。
景観要素	道路					①	②	③	⑤	⑦		②		⑨
	橋梁									⑦				⑨
	鉄道・駅						②					③		
	屋外広告物							④				③		⑨
	建築物・工作物	民間					②	④		⑦		③		
		公共					②	④		⑦		③		
	歴史的建築物等													⑧
	水(河川・湧水等)									⑥				⑨
	公園・広場					①	②			⑦		②		⑨
緑	創出					②	③	⑤	⑥⑦		②③		⑨	
	保全								⑥⑦				⑨	
現在の取組			○景観条例(市全域)、地区計画(限定地区)、まちづくり条例(市全域/大規模施設等)		○市街化調整区域、景観条例、生産緑地	○市域南側での対応が中心、敷地内緑化	○北口区画整理事業(事業中)、地区計画	○無電柱化、パリアフリー化(一部区間)	○区画整理事業(事業中)により順次整備	○越戸川及び周辺整備(埼玉県)	—		○維持管理、特別緑地保全地区の指定、まちづくり条例等	○景観重要建造物、文化財、景観10選等
景観づくりの課題(進め方)	当面【第一段階】	※現在の取組を継続				①小中学校周辺の道路環境改善(市域北側) 新たな取組	②北口駅前広場等の景観づくり 新たな取組	③無電柱化・街路樹等(全区間) ↑	※現在の取組を継続	⑥河川の親水性確保	各取組の結果として眺望景観が形成される(景観要素が多い)。 新たな眺望スポットの発掘・確保が必要	「まちなみの形成」(商業業務系)と同じ	※現在の取組を継続(緑地保全計画等との連携)	⑧知られざる歴史資源の発掘・情報提供 ⑨旧白子宿周辺のまち並み及び環境の再生
	長期【第二段階】	※必要に応じて景観条例・地区計画等の見直し				新たな取組	※必要に応じて地区計画等の見直し	④沿道建築物・屋外広告物の景観誘導	⑤区画整理事業地区以外への展開(白子地区等)	⑦河川沿川の景観づくり				
(参考) 和光市景観計画による位置付け														

Ⅲ 当面の景観づくりに関する提言

《提言》 「先導的に取り組む」公共施設（基本的な考え方）

- まちの骨格となる公共施設（道路、河川、公園、公共建築物等）は、市内景観をリードし、モデル役となるため、積極的に取り組むことが必要である。
- これら公共施設の景観づくりの取組は、「市民と協働のまちづくり」に展開していくとともに、魅力的な公共施設は「後世に誇れるストック」になる。

◆ 景観の見本づくり

道路、河川、公園、公共建築物等の公共施設は、地域景観の骨格的な要素であるため、市民・事業者に対して景観づくりのモデルとなります。これら公共施設の景観づくりを行政自ら率先して行うことにより、民間施設デザインのレベルアップに加え、市民の自主的な景観づくりの取組を生み出し、魅力的な公共施設のストックが形成される。

◆ 市民協働まちづくりのきっかけ

市民に身近な公共施設において景観づくりに取り組むことにより、市民がまちづくりに取り組む「きっかけ」になる。具体的には、景観という“目に見える”まちづくりの取組を通じて市民意識の向上が図られ、コミュニティの形成や市民活動の活性化など、行政と市民の協働の取組が期待される。

◆ 市民の誇り・愛着を感じるストックづくり

多くの公共施設は、50年、100年と使われ続け、地域景観の構成要素として存続し続ける。このため、公共事業は安全性や利便性などの機能を確保しながらも経済的であることが求められるが、利用者からより高い評価を得るためには「景観への配慮」が欠かせない。

行政担当者にとって公共事業の魅力の一つは「後世に残る仕事であること」で、景観に配慮した公共事業を展開することにより、市民が誇りや愛着をもち、地域の魅力を高めることにつながり、後世の人たちから高く評価される可能性がある。

■ 上位計画における位置付け

【総合振興計画】 良好な景観形成の推進

— 市民、事業者及び行政の三者の協働による景観の形成

【和光市景観計画】 景観づくりの推進

— 公共施設の整備に当たっては、景観づくりに十分配慮するとともに、景観づくりの見本となるように率先して取り組むものとします。

■ 景観審議会における主な意見

- ・市が公共施設の景観づくりに先導的に取り組み、見本をつくり、それを見てもらい、徐々に周辺に広がっていくことが重要。

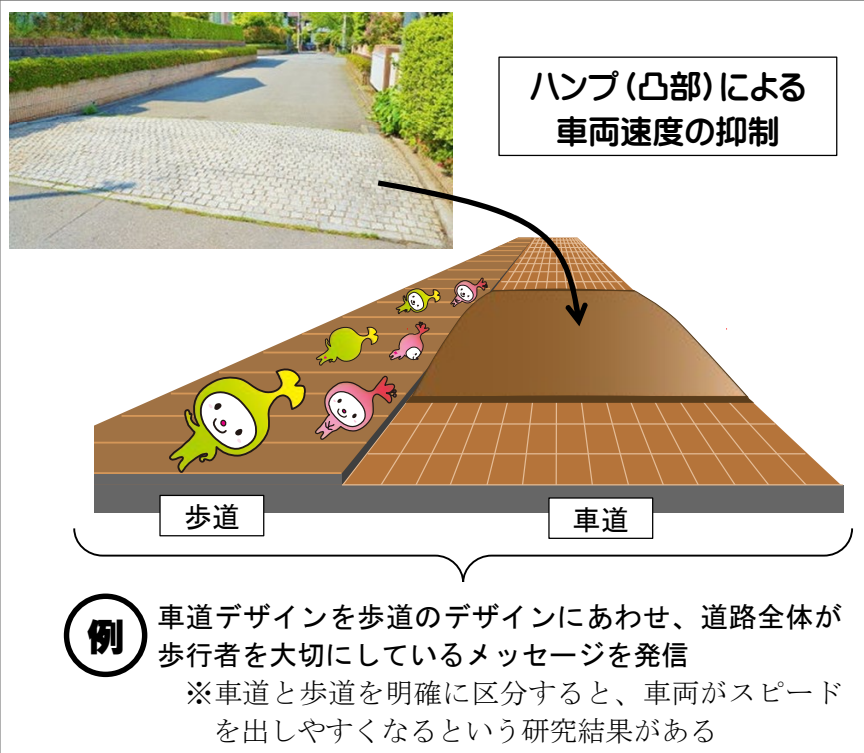
《当面の具体策》 — その1

学校を中心とした「安全・安心」な道路デザイン（快適環境都市）

- 小中学校周辺の道路は、「子どもの命を守る」というメッセージを明確に打ち出した施策展開が必要である。
- 一般的な道路は歩車共存が基本となるが、学校周辺の道路は歩行者中心のデザインにし、『歩行者を大切にしている道路』というメッセージをドライバー等に発信していくことが重要である。

◆ 道路デザイン工夫のアイデア

STEP1 特定路線で展開



STEP2 学校周辺の 面的エリアに展開

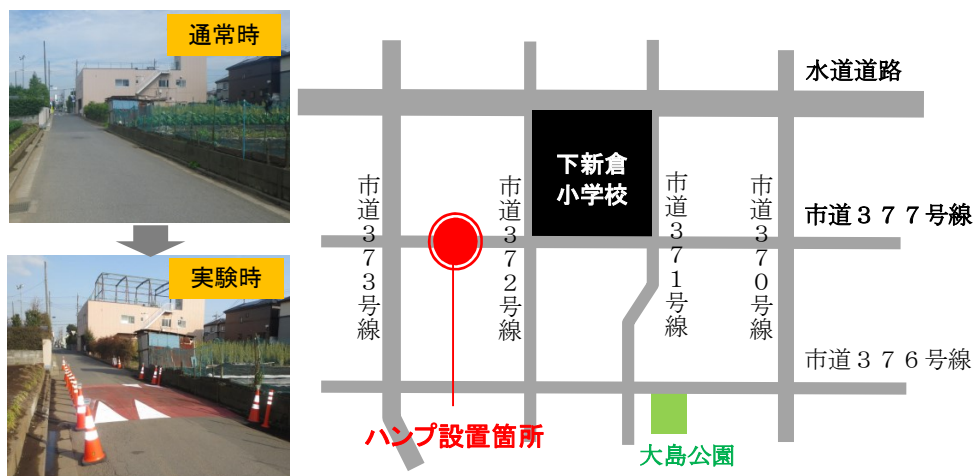
■ 景観審議会における主な意見（下新倉小学校周辺について）

- ・スピードを出したトラックの通行が多い路線では、「道路表示の工夫」により、周辺に学校や通学路があることをドライバーに視覚的に伝えることが必要。
- ・スクールゾーン内をハンプ（凸部）等で物理的にスピードを出せない構造にし、その前後に路面表示（カメ等の楽しく明るいマーク）で児童が通る道であることをアナウンス。
⇒ 生活道路にハンプ（凸部）を設けることは、速度抑制に効果があり、騒音・振動の心配がないことが社会実験（実証実験）で確認された。【資料－1】参照
- ・下新倉小学校には図書館や児童館が併設されるため、それら施設に利用者を誘導する景観に配慮した案内サインが必要ではないか。

【参考資料】ハンプ設置による速度抑制実験

1 実験の概要

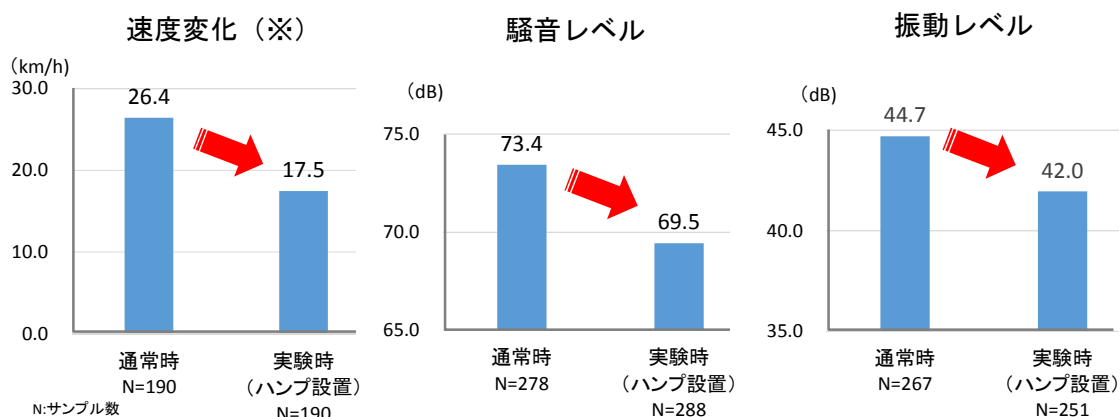
- ・実験期間：平成 28 年 3 月 9 日（水）
- ・実験場所：下新倉小学校の周辺道路（下図）



2 結果

速度・騒音・振動の実測結果

- ハンプ設置により、車両速度が平均で約 9km/h 低下。（下図左）
- 通常時に比べて、ハンプ設置時の方が騒音レベル・振動レベルともに低下。

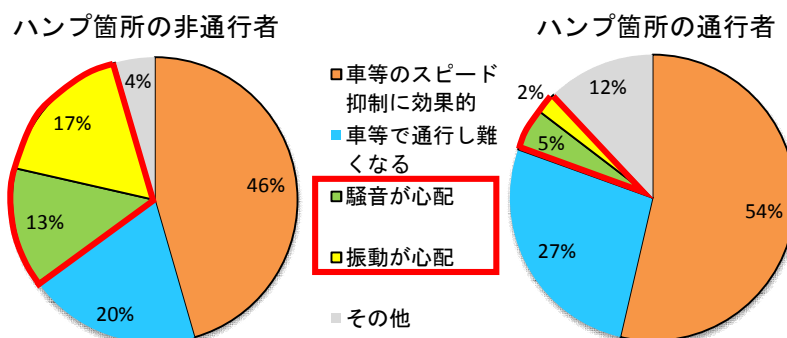


(※) 対向車や歩行者等の影響を受けていない車両を対象に、ハンプ前後 15m 区間の速度を計測

アンケート結果

- ハンプを実際に見て、体験したほうが騒音・振動に対する不安が軽減され、車両のスピード抑制効果をより実感。

■ ハンプに対するイメージ（アンケート対象：ハンプ箇所の非通行者・通行者）



《当面の具体策》 — その2

「和光らしさ」のある駅前空間づくり

- 東京近接で開放感・ゆったり感のある広々した『駅前空間』を生み出し、駅前で花と緑のシンボル空間を創出することが、「和光らしい」景観づくりの基礎になる。
- 駅周辺だからこそ広い空間を創出し、イベントなど市民の自由な活動、待ち合わせ、花と緑の空間づくり、災害時の活動拠点など、様々な用途に活用する視点が必要である。更に、駅周辺からまちを眺望できる場の確保を図る。

◆ 「和光らしさ」のアイデア

東京区部に少ない開放感・ゆったり感のある駅前空間づくりに向けて、駅前広場又は駅前広場に隣接する空間に自由に使える広場の創出を検討するなどの工夫が必要である。



■ 南北一体の広々とした駅前空間づくりの工夫 (案)

- ・ 駅前広場及び周辺道路の無電柱化
- ・ 駅前広場又は駅前広場に隣接した空間に自由に使える広場を創出

(隣接広場の活用アイデア)

- ・ 基本的には常設のベンチや花壇等を設置せず、イベント・屋台等の賑わい利用、災害時の活動拠点などに臨機応変に対応
- ・ 一部区画に、シンボル空間として花と緑の空間づくり(理研と協働)を行い、待ち合わせスポット等に活用

■ 景観審議会における主な意見(駅前広場について)

- ・ 南口駅前広場は、駅前広場に出た時のゆったり感や開放感が不足している。屋根などの施設があることも一要因かもしれない。狭い空間を広く見せる工夫が必要ではないか。
- ・ 市民が自由に使える広場・空間があれば、市民から様々な活用アイデアがでるだろう。
- ・ 北口駅前広場は災害時に防災拠点として活用する視点も必要(簡易トイレ等)。
- ・ 「和光らしい」建物の色合いなどの誘導が必要。例えば、わこうっちの色(緑)など。
- ・ 北口駅前広場は南口と異なり和光市の特徴である「水と緑」を表現してはどうか。
- ・ 和光のイメージは花と緑。イチヨウ以外の新たな緑・花の要素を見つけられないか。例えば、理研では黄色い桜を開発した。
- ・ 花のアーケードやバラでつくった待ち合わせポイント、シンボルがあると和光市駅周辺での待ち合わせがしやすくなる。
- ・ 駅ビル及び駅周辺施設の最上階で眺望スポットの確保ができないか。

【参考事例】駅前広場等における市民協働の取組（和光市）

○ 市民協働に向けたきっかけづくり

- ・ 和光市では、和光樹林公園のガーデンを活用して花と緑の技術を学ぶ講座「花と緑のアドバイザー養成塾」（以下、「養成塾」という）を平成24年から開催。

養成塾は、卒業生に和光市内公園のパートナーになってもらい、来園者への花と緑のアドバイス、公園花壇への植栽・管理など市民協働の取組への展開が狙い。

「花と緑のアドバイザー養成塾」の概要

- ・ 初級コース：講座・実習（年20回開催）
- ・ 中級コース：講座・実習（年10回開催）
- ・ 上級コース：カリキュラムに基づき実施（年10回開催）

○ 市民協働の取組がスタート

- ・ 平成28年10月に養成塾の中級コース卒業生を中心として、和光市駅南口の駅前広場で移動式花壇づくりを実施。潤いある駅前のまちづくりに向けた市民協働の取組の第一歩。

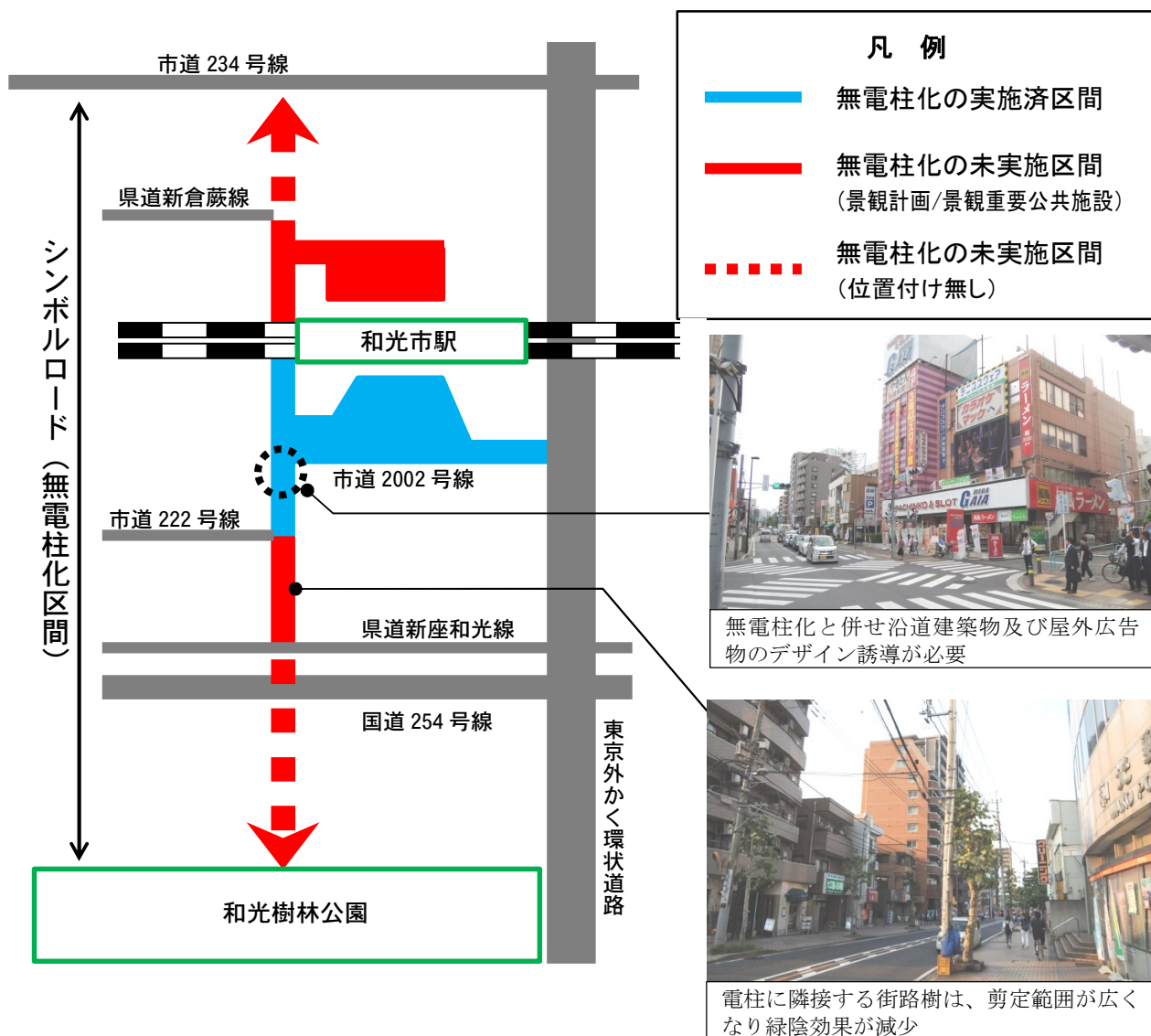
市民協働による花壇づくり活動の様子（和光市駅南口）



《当面の具体策》 — その 3

「シンボルロード」の景観づくり — 景観阻害要因の排除・改善

- シンボルロードのうち、当面は景観計画に景観重要公共施設として位置付けられている区間(——)の無電柱化を進める。
- 長期的には、シンボルロードの残り区間(・・・・)の無電柱化を行い、市街地中心部の防災性を強化するとともに、地区計画等により沿道建築物及び屋外広告物のデザイン誘導を展開することが必要である。



■ 景観審議会における主な意見

- ・シンボルロードのうち景観重要公共施設の区間は、無電柱化に積極的に取り組むことが必要。
- ・無電柱化にあわせて歩道に小学校単位で花を飾るなど、綺麗な通りにしていく。子どもや市民は、自分が取り組んだ場に一層目を向け、より愛着がわく。
- ・駅北口の区画整理区域内の無電柱化は、駅前広場、シンボルロード及び歩道整備路線で展開すべき。

【参考資料】「景観」、「安全・快適」、「防災」と電柱

① 良好な景観づくり

- ・ 景観の阻害要因となる電柱・電線をなくし、良好な景観を形成

(事例：松山市ロープウェイ通り／愛媛県松山市)

無電柱化と共に、6年間の地元協議を経て、沿道の店舗看板の統一化、建物外壁色の修景、舗装の美装化等を実施し、個性的なデザインを実現



整備前

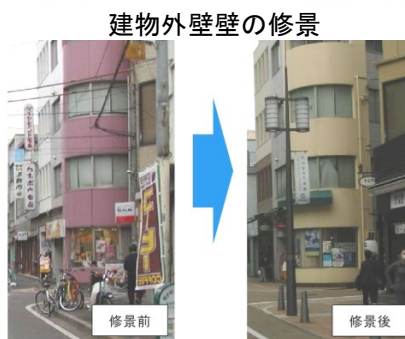


整備後



店舗看板の統一化

全景



建物外壁壁の修景

修景前

修景後



② 通行空間の安全性・快適性の確保

- ・ 無電柱化により歩道の有効幅員を広げることで、通行空間の安全性・快適性を確保



整備前



整備後イメージ



③ 道路の防災性能の向上

- ・ 大規模災害（地震、台風等）が起きた際に、電柱等が倒壊することによる道路の寸断を防止



阪神・淡路大震災

※ 国土交通省資料をもとに作成

【参考資料】和光市景観審議会委員

敬称略

第一期（平成 22 年 10 月 1 日～平成 24 年 9 月 30 日）

◎会長 ○副会長

区分	氏名
学識経験を有する者	◎ もりた あきら 森田 彰
学識経験を有する者	なかにし てるあき 中西 輝明
関係団体を代表する者	なみま ただし 浪間 貞（和光市自治会連合会）
関係団体を代表する者	○ かねこ いさお 金子 功（社団法人埼玉建築設計監理協会）
公募による市民	くぼ ゆみこ 久保 ゆみ子
公募による市民	わたなべ よしお 渡辺 佳雄

第二期（平成 24 年 10 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日）

◎会長 ○副会長

区分	氏名
学識経験を有する者	◎ もりた あきら 森田 彰
学識経験を有する者	なかにし てるあき 中西 輝明
関係団体を代表する者	なみま ただし 浪間 貞（和光市自治会連合会）
関係団体を代表する者	○ かねこ いさお 金子 功（社団法人埼玉建築設計監理協会）
公募による市民	きし さとみ 岸 佐登美
公募による市民	むねかた りえ 宗片 理恵

第三期（平成 26 年 10 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日）

◎会長 ○副会長

区分	氏名
学識経験を有する者	◎ もりた あきら 森田 彰
学識経験を有する者	○ かねこ いさお 金子 功
関係団体を代表する者	なみま ただし 浪間 貞（和光市自治会連合会）
関係団体を代表する者	さか ひでじ 阪 秀二（本田技研工業株式会社）
公募による市民	きし さとみ 岸 佐登美
公募による市民	うえだ のぶこ 上田 信子